

朝倉市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助することにより、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的として、朝倉市ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、朝倉市補助金等交付規則（平成18年朝倉市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀をいう。
- (2) 道路 朝倉市耐震改修促進計画に定める通学路、避難路その他市長が災害時の安全や通行を確保する必要があると認める一般交通の用に供する道をいう。
- (3) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者（国、地方公共団体、都市再生機構等の公的事業主体を除く。）

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、ブロック塀等の撤去を行う所有者等とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 同一敷地において、この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (2) 本市の市税等を滞納していないこと。
- (3) 補助金の交付を受けようとするブロック塀等の撤去の実施に関する工事の契約を補助金の交付決定の前に締結していないこと。
- (4) 補助対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定

する暴力団員でないこと又はそれらと密接な関係を有しないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、市内に存し、次に掲げる要件を満たすブロック塀（道路に面する高さが1メートル以上のものに限る。）を全て又は一部撤去する工事とする。ただし、他の制度による補助金の交付を受けるものを除く。

(1) 別表に定める基準において40点未満のもの

(2) その他市長が災害時に安全上支障があると認めるもの

2 前項の規定のうち一部撤去する工事は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 事業完了後に別表に定める基準において70点以上となるもの

(2) 事業完了後にブロック塀等の高さが1.2メートル以下となるもの

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内に存しないもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1敷地当たり補助対象工事に要する経費の3分の2（1,000円未満切捨て）又は16万円のいずれか低い額とする。

2 1敷地当たりの補助対象工事に要する経費の限度額は、補助対象となるブロック塀等の総延長に1メートル当たり8万円を乗じて得た額とする。

(補助事業の事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次条の規定による交付申請の前に、補助対象工事の内容について、市長と事前協議を行うものとする。

(補助金交付申請)

第7条 申請者は、補助対象工事に着手する前に、別表に定める基準に基づく診断を受け、その結果、事業の対象となると認められた場合、朝倉市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請において、補助金に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、

第17条のとおりとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は補助金の交付を決定し、朝倉市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知」という。)により申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めた場合は、朝倉市ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 申請者は、決定通知を受けた後に、補助対象工事に着手しなければならない。

(交付申請の内容の変更)

第9条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた申請者(以下「決定者」という。)は、決定通知を受けた後、交付申請の内容を変更するときは、速やかに朝倉市ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、朝倉市ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の適否を決定し、朝倉市ブロック塀等撤去費補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により決定者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 決定者は、決定通知を受けた後、事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに朝倉市ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届(様式第6号。以下「取下届」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、取下届の提出があったときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第11条 決定者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに朝倉市ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書(様式

第7号。以下「完了実績報告書」という。) に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、完了実績報告書の提出を受けたときは、その報告内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、朝倉市ブロック塀等撤去費補助金額確定通知書(様式第8号)により決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 決定者は、前条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に朝倉市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件、関係法令等又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 第11条に定める期日までに完了実績報告書を提出しなかったとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第12条の規定による補助金の額の確定を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、朝倉市ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により決定者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、朝倉市ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第17条 申請者は、第7条の規定による補助金の交付申請において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に、補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

2 決定者は、完了実績報告書を提出するに当たって、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 決定者は、完了実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2項の規定により減額した場合に当っては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第12号）に關係書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、これを市に返還しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条、第7条関係）

A. 基本性能の診断〔基本性能値〕

診 断 項 目	基準点	評価点
建築後の年数	10年未満	10 ①
	10年以上、20年未満	8
	20年以上	5
高さの増積み	なし	10 ②
	あり	0
使用状況	塀単独	10 ③
	土留め・外壁等を兼ねる	0
塀の位置	塀の下に擁壁なし	10 ④
	塀の下に擁壁あり	5
塀の高さ	1.2m以下	15 ⑤
	1.2mを超え、2.2m以下	10
	2.2mを超える	0
塀の厚さ	15cm以上	10 ⑥
	12cm	8
	10cm	5
透かしブロック	なし	10 ⑦
	あり	5
鉄筋	あり	10 ⑧
	なし	0
	確認不能	0
控え壁・控え柱	あり	10 ⑨
	なし	5
かさ木	あり	10 ⑩
	なし	5
基本性能値（①～⑩までの評価点の合計）		A

B. 壁体の外観診断〔外観係数〕

診 断 項 目	基準係数	評価係数
全体の傾き	なし	1.0 ⑪
	あり	0.7
ひび割れ	なし	1.0 ⑫
	あり	0.7
損傷	なし	1.0 ⑬
	あり	0.7
著しい汚れ (風化・劣化)	なし	1.0 ⑭
	あり	0.7
外観係数（⑪～⑭の最小値）		B 0.0

C. 壁体の耐力診断〔耐力係数〕

診 断 項 目	基準係数	耐力係数
ぐらつき	動かない	1.0 C
	わずかに動く	0.8
	大きく動く	0.5

D. 保全状況の診断〔保全係数〕

診 断 項 目	基準係数	保全係数
補強・転倒防止対策等の有無	あり	1.5 D
	なし	1.0

総合評点(Q)の算定

基本性能値 A

×

外観係数 B

×

耐力係数 C

×

保全係数 D

=

総合評点 Q

総合評点	判 定
<input type="checkbox"/> $Q \geq 70$	安全と思われる。
<input type="checkbox"/> $55 \leq Q < 70$	一応安全と思われる。
<input type="checkbox"/> $40 \leq Q < 55$	注意を要する。
<input type="checkbox"/> $Q < 40$	危険である。